

平成24年度（2012年度）

人権教育カリキュラム に関する研究

平成24年度の箕面市教育センターの教育研究は、新箕面市人権教育基本方針に基づき、人権教育の指導法の開発を行い、本市における人権教育のモデルカリキュラムを作成することを目的とし実践的研究を行った。

<研究員>

山北 智	箕面市立萱野小学校	（箕面市人権教育研究会事務局長）
田渕 浩昭	箕面市立第二中学校	（箕面市人権教育研究会事務局）
井上 善嗣	箕面市立萱野小学校	（箕面市人権教育研究会事務局）
横岩 直子	箕面市立南小学校	（箕面市人権教育研究会事務局）
西川 ひとみ	箕面市立第二中学校	（箕面市人権教育研究会事務局）
倉橋 利治	箕面市立第三中学校	（箕面市在日外国人教育研究会）

箕面市人権教育研究会 人権・部落問題専門部会

箕面市人権教育研究会 子どもの育ち専門部会

箕面市人権教育研究会 共生の教育専門部会

箕面市在日外国人教育研究会

各部会員

<スーパーバイザー>

神野ちどり 元東大阪市立平岡東小学校長

上杉聡 関西大学講師

はじめに

本研究は、平成 23 年（2011 年）3 月に策定した新箕面市人権教育基本方針に基づき、人権問題に関する学習を系統的に進めるためのモデルとなるカリキュラムの作成を行う。また、カリキュラムの検討、検証の過程を通じて、市内各校園所における取組の推進をねらうものである。

本研究におけるカリキュラムとは、部落問題、子どもの人権、男女協働参画、在日外国人問題（多文化共生）などの人権問題に関する学習を進めるにあたって、発達段階に応じたねらいと、それにもとづく教材配列、指導案及び指導のための資料をさす。

平成 23 年度（2011 年度）は、箕面市人権教育研究会（以下「箕人研」とする）、箕面市在日外国人教育研究会（以下「市外教」とする）の事務局と人権教育課の協働より、部落問題学習に関するモデルカリキュラムの素案を作成、配付し、市内の学校において一定の活用がなされている。

本年度は、教育センター研究員制度の下で体制を充実させ、部落問題学習の素案の検証や豊富化を進めるとともに、男女協働参画や子どもの人権、在日外国人問題（多文化共生）についても、カリキュラムづくりを進めた。

I 研究テーマの設定について

人権問題に関する学習における指導法や系統性のモデルとなるカリキュラムの開発

II 研究の方法

本研究員は今年度、箕人研の 3 つの専門部会（人権・部落問題専門部会・子どもの育ち専門部会・共生の教育専門部会）と、市外教の部会員に対し、本市教育センターが研究員の委嘱を行うことにより組織している。

今年度は、人権教育の基礎となる考え方の共通認識を深めることを目的とし、元東大阪市立平岡東小学校長である神野ちどり氏を招き、学習会を実施した。その上で各専門部において、発達段階に応じた児童生徒につけたい力やねらいについて議論を重ね、系統化を行った。

また、前年度より先行してカリキュラム化を進めている部落問題学習については、指導案の検討や授業をもとにした討議を行った。さらに、関西大学講師 上杉聰氏をお迎えし専門的な内容についての助言を得ることで、カリキュラムを検証するとともに充実を図った。

(研究体制)

部落問題学習に関するカリキュラム	箕人研人権部落問題学習専門部会
人間関係・集団づくりに関するカリキュラム	箕人研子どもの育ち専門部会
男女協働参画に関するカリキュラム	箕人研共生の教育専門部会
在日外国人問題・多文化共生に関するカリキュラム	箕面市在日外国人教育研究会

Ⅲ 研究内容

回	実施	実施内容	
		部落問題学習に関するカリキュラム	男女協働参画 人間関係・集団づくり 在日外国人問題に関するカリキュラム
第1回	4/12	部長・地区人研運営委員選出	
第2回	5/16	「人権問題との出会い」を語る	
第3回	6/20	年間計画の作成	
第4回	7/11	夏季一日研に向けて 分科会の企画立案	
第5回	8/1	箕面市人権教育研究会・箕面市在日外国人教育研究会 箕面市教育研究会夏季一日研	
希望者のみ	8/9	部落問題専門部 夏季研修 岡山県美作市フィールドワーク	
第6回	9/19	合同学習会「人権尊重の視点に立った学校づくり」 神野ちどり氏	
第7回	10/17	授業研にむけて	ねらいの検討 指導内容の共有
第8回	11/21	授業研究「産業の発達と人々の暮らしの変化」	ねらいの検討 指導内容の共有
第10回	1/18	模擬授業「最初から当たり前ではなかった ～教科書無償の取組から自分たちの生活を考える～」	ねらいの検討 指導内容の共有
第11回	2/20	年間反省・ふりかえり	

IV 研究の成果

1. 人権教育を進める上でのねらい

①部落問題学習のねらい（人権・部落問題学習部会）

	知る	行動する	地域とつながる
めざす子どもの姿	<ul style="list-style-type: none"> 差別の現実を知り、部落差別につながるような言動を見抜く 差別の解消にむけ、必要なことを知る 	<ul style="list-style-type: none"> 自ら差別をしないだけでなく、他者の差別を見逃さない姿勢を身につける 差別に対し、異議を言い、その解決にむけた行動をとる 	<ul style="list-style-type: none"> 部落や自分の住む地域について知り、ヒト・モノ・コトとの出会いを通じ、部落差別について自らも関係者・当事者であるという認識を持つ
前期 小1～小4	<ul style="list-style-type: none"> 学校や友だち関係の中で、人権が大切にされる、安心できる環境について何が大切かを理解する 	<ul style="list-style-type: none"> 集団の中の人権についての課題に気づき、話し合う 人権が大切にされる集団になるための方策を考え実行する 	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちが住む地域の文化や人と出会い、それらに対して肯定的な感情を持つ 人権文化センター（らいとぴあ21・ヒューマンプラザ）について知る
中期 小5～中1	<ul style="list-style-type: none"> 社会科の産業（公害・労働）や歴史の学習を通して、一人ひとりの人権が大切なものであることを理解する 	<ul style="list-style-type: none"> 社会の中の人権に関わる事象に興味を持つ 身近な人間関係や地域の中の、人権が大切にされていない状況に気づき、それを変えていこうとする姿勢を身につける 	<ul style="list-style-type: none"> 部落の文化や人と出会い、それらに対して肯定的な感情を持つ 部落の文化を体験し、その文化が社会に貢献してきた事実を実感する
後期 中2・中3	<ul style="list-style-type: none"> 差別の解消にむけ、必要なことを理解する 歴史や公民の学習を通して、差別の不合理性に気づき、差別を見抜けるようになる 	<ul style="list-style-type: none"> 人権を侵害する事実を許さず、差別解消に向けて行動する姿勢を身につける 	<ul style="list-style-type: none"> 部落の人々が文化や産業に対して果たしてきた功績をつかむ 食や文化で人とのつながりを実感する活動をする

自分らしさを発見し、仲間づくりを進めるために

②人間関係づくり・集団づくり（子どもの育ち部会）

	態度(姿勢) 自尊感情・多様性の尊重 他者への共感・協力 など	技能(スキル) コミュニケーション 人間関係のつくり方 など	めざしたい集団活動の ポイント
中学校	<ul style="list-style-type: none"> 自己の個性や良さを認識し、自分らしさに対する自信を持てるよう努める。 他者の個性や良さを理解し尊重する。 一人ひとりが持ち味を発揮でき、集団の中で認められ、居場所が築ける中で、役割や責任を自覚する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設的で主体的な話し合いの中で、問題解決の方策を探る力を育む。 さまざまな問題について意見交換することにより、他者の立場を理解するとともに、対等な人間関係を築くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> >とりくみに応じた集団 □取り組む課題にふさわしい集団の規模を選定し取り組ませる。 □必要最低限のルールで自主的に活動することができる。 □一人ひとりの考えが尊重され、解決の過程が誰にとっても納得できるような活動ができる集団づくりを行う。
小学校 高学年	<ul style="list-style-type: none"> 自分らしさや自分の良さに気づくとともに、相手の立場に立って考える態度を身につける。 それぞれが自分の役割と責任について考え、集団生活の向上に努めようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 相手の意見を聞き、また自分の意見を積極的に述べることを通して、コミュニケーションを豊かにする力をつける。 自分たちでルールを工夫し、互いに協力して解決できる技能を身につける。 	<ul style="list-style-type: none"> >大集団・学級全体 □集団が動いていく方向と個人の関わり方について、定期的に評価させる。 □目標に対してのとりくみの道筋を考える。 >中集団・6人前後 □異なる意見を持つ人とも接点を見出し、共同で活動する練習をさせる。 □互いに力を合わせることで、よりよい成果が得られることを体得させる。
小学校 低学年	<ul style="list-style-type: none"> 人にはそれぞれ好みや考え方などの違いがあることを知り、お互いの「自分らしさ」を認め合い、大切にしようとする。 相手の良さががんばりを見つけ、認め合うことで、一人ひとりが自信を持てるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活でのあいさつや言葉がけ、遊びなどを通して、自分から友だちとつながろうとする。 遊びや行事をみんなでやり遂げたいという充実感が持てるよう、自分たちでルールを工夫するとともに、集団生活における決まりの大切さを学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> >小集団・4人組 □2人組や4人組のグループ活動を通して協同作業や認め合い活動を行い、安心できる範囲を広げさせる。 □集団内での自分の「役割」を理解し、責任を持ってやり遂げる。 >2人組 □隣同士などでペアやグループになり、話し合いやふれあい遊びなどを通して、安心感を持たせたり、仲間意識を育てたりする。 □集団の中で役割を担うことで、自己有用感を持たせる。 □当番活動やグループ活動を通して、友だちと協力することや責任を持って取り組む大切さを感じさせる。
就学前 (保幼)	<ul style="list-style-type: none"> 身近な人とのふれあいの中で、自分の良さを知り、自分が大切にされていることに気づく。 友だちと遊ぶ中で、自分の思いを伝えたり、相手の思いに気づいたりする。 いろいろな友だちとの関わりの中で、友だちの良さに気づくようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな感性を持って、感じたことや考えたことを表現する。 自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを聞いたりすることを通して、伝え合う喜びを感じる。 友だちと遊ぶ中で多様な感情体験を味わい、共感し合う喜びを感じる。 生活や遊びに必要な言葉を知り、使う。 	

ベースとして大切にしたい観点

- ❖子どもをつなぐ保育・授業づくり
- ❖生活のあらゆる場面での人間関係づくり
- ❖教職員の人権感覚と関わり方

(参考；大阪府「人権教育推進プラン」人権教育プログラム より)

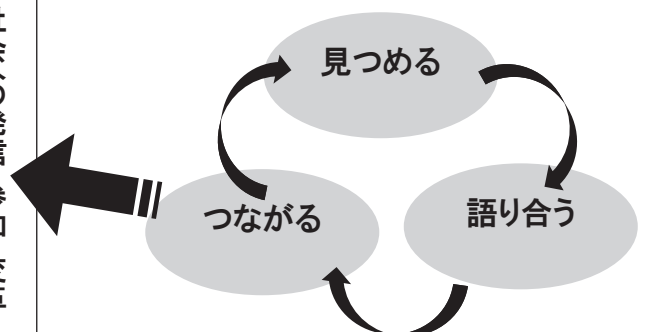
(参考；「エンカウンターで総合が変わる」)

國分康孝監修(図書文化)より

★集団づくりに関わって同和教育が大切にしてきた
《見つめる—語り合う—つながる》というサイクル

「わたし 出会い 発見 Part6」より

社会への発信・参加・変革



③男女共同参画 (共生の教育専門部会)

	知る		出会う・行動する	
	心と体・生命	生き方・働き方	心と体・生命	生き方・働き方
就学前	身近な人とふれ合い、共感し合う体験を通して自分が大切にされていることを知る。			
	<ul style="list-style-type: none"> 家族や地域の人など身近な人とのふれあいの中で、自分が大切にされていることに気づく。 		<ul style="list-style-type: none"> 生活の中で自然や人とふれあい、自らの生命を大切にするとともに、生命あるものを大切に、相手を尊重しようとする。 	
小学校低学年	生命の大切さについて学ぶとともに、家族の一員としての自分に気づく。			
	<ul style="list-style-type: none"> 自分と友だちや周りの人の心と体は、かけがえのない大切なものであることを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな家族のくらし方があることに気付く。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分にとってされたらいやな接触に対し「いや！」と言える。 自分の気持ちを伝え相手の気持ちを知らうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族の一員としての自覚を持ち、主体的に家庭生活にかかわろうとする。
小学校高学年	固定的な性差観の問題点に気付くとともに、男女が互いに尊敬し合うことの大切さを理解する。			
	<ul style="list-style-type: none"> 身体的な男女の違いに気付き、第二次性徴を理解する。 体も心も性のあり方は多様であることを知る。いろいろな家族のあり方があることを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の身の回りの生活から、固定的な性別役割分担意識の問題点を知る。 職業、スポーツ等に見られる社会にある性別役割分担意識が変わろうとしている事実を調べ、男女共に生きる社会について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> お互いの「自分らしさ」を尊重し合える関係をつくろうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 固定的な性別役割分担意識を見直し、互いに協力しようとする。 メディアを客観的に見ようとする。 自分の能力を発揮して働いている人との出会いから、自分らしい生き方・働き方について考えようとする。
中学校	性別役割分担意識にとらわれない生き方について考えるとともに、社会にある性差別を見抜き、男女共同参画社会の実現に向けて行動する。			
	<ul style="list-style-type: none"> セクシュアル・ハラスメントやデートDVは、重大な人権侵害であることを知る。 エイズについて正しい知識を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> 固定的な性別役割分担意識は、その時代の社会通念や文化によって作られたものであることを知り、性別にとらわれない生き方について考える。 「女子差別撤廃条約」や「男女雇用機会均等法」「男女共同参画社会基本法」等の、趣旨や現状について学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> 人と人との対等な関係をつくろうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 性別にとらわれず、それぞれが自分の能力や適性を活かす、自分らしい生き方・働き方を自由に選択しようとする。 社会の中にある男女の問題について深く考え、平等な社会を実現しようとする。

④在日外国人問題（多文化共生）のねらい（在日外国人教育研究会）

	目標	知識	態度
就学前	<ul style="list-style-type: none"> ・ いろいろな人がいて、それぞれの思いや考え方が違うことに気付く。 ・ いろいろな国の文化や生活にふれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ お互いの良さや違いについて気づき、それらを尊重する大切さを知る。 ・ お互いに認め合ったり、励まし合ったりすることを通して、友だちの良さを知る。 ・ いろいろな国があることを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 友だちの名前を親しみを込めて呼び、大切にしようとする。 ・ 自分と友だちの誓いに気づき、認め合って、一緒に活動する楽しさを味わう。 ・ 自分が受け入れられていることに気づき、友だちの子とも受け入れようとする。
小学校 低学年	<ul style="list-style-type: none"> ・ いろいろな国の文化や生活にふれ、その違いを認め合うことによって異なる文化への理解を深める。 ・ 出会いを通して多文化理解の知識や態度を身につける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界にはいろいろな言葉や習慣、名前、遊び、音楽、服装、食べ物などがあるということを知る。 ・ 日本には多くの国の人が住み、自分の周りに外国の人がいることを知る。 ・ いろいろな考えがあることに気付く 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異なる文化や生活に関心を持つ。 ・ 違いを認め受け入れようとする。 ・ 人間として共通する思いや願いがあることを知ろうとする。
小学校 高学年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本にはいろいろな民族や国籍の人たちが住んでいることを理解する。 ・ 身の回りにある差別や偏見の不合理さに気付く。 ・ 在日外国人との共同での取り組みや出会いを通して、それぞれの文化や考え方を尊重し、共に生きることの大切さを学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本と諸外国の関係について学び、自分の生活とのつながりを知る。 ・ 世界にはことなる文化・生活・習慣・考え方などがあることを知るとともに、相互の違いや共通点を見つけ、多様な価値観や生き方があることに気付く。 ・ 在日外国人が日本で暮らす状況を知る。 ・ 近年渡日し、日本に定住している外国人の子どもたちの思いや願いを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの国には独自の文化や生活様式があり、互いに尊重し、学び合うことを通じて、自らの考え方や生活様式を豊かにしていこうとする。 ・ さまざまな国にルーツを持つ人が、日本で暮らす歴史的な経緯と現在の状況を理解し、差別や偏見のない社会の実現について考え行動する。 ・ 本名で生きる人々の思いについて考える。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在日外国人が日本で暮らす状況や歴史的経緯等を理解し、差別や偏見をなくそうとする。 ・ 国際社会の中で生きる人間として、違いを豊かさにするという認識を持ち、お互いの人権を大切に社会の実現に向けて行動する。 ・ 箕面市国際交流協会との共同での取り組みを通して、共に生きる社会の実現をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国の文化や生活などにふれ、多様な価値観や生きがいがあることを理解する。 ・ 国際社会においては、さまざまな人権問題があることについて学ぶ。 ・ 新たに渡日し日本に定住する外国人生徒の現状について知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際社会に生きる人間として、さまざまな機会を通して互いの文化や歴史を理解し、尊重する態度を身につける。 ・ 在日外国人に対する差別や偏見をなくし、ともに生きる社会を実現しようとする。 ・ 異なることが豊かさであるという認識を持ち、共に生きていこうとする。 ・ 在日外国人生徒が在籍している歴史的経緯や日本で暮らす状況を知るとともに、本名で生きることの意味を考える。 ・ 箕面市国際交流協会との共同での取り組みを通して、お互いの人権を大切にしようとする社会の実現に向けて行動する。

2. 授業実践より

社会科学学習指導案

箕面市立萱野小学校

指導者 宮本泰治

(1) 日時・場所 2012年11月21日(水) 3限(10:55～11:40) 6年3組教室

(2) 対象 6年3組 36名(男子20名、女子16名)

(3) 単元名 産業の発達と人々のくらしの変化

(4) 単元設定の理由

①教材観

学習指導要領第6学年の社会科の目標の一つに、「基礎的資料を効果的に活用し、社会的事象の意味をより広い視野から考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。」とある。社会科の授業の中で、子どもたちに与えるべき一定の知識が先にあり、それを学習の中で習得していくという教材だと、子どもたちの「自ら考える」という力は育ちにくいと考える。

子どもたちが社会で生きていく中で課題にぶつかったとき、人としての願いやこだわりを持って課題解決をする力をつけてほしい。そのためには、事実に基づきながら自分の考えを持ち表現する力や、それを仲間で確かめ協力して課題解決していくことに意味があると考え。

これまで学習してきた中で、現在と違い、明治・大正時代には、人としての権利が守られていない状況がたくさんあったことを確認した。本時では、明治・大正時代を生きた人々が自由や平等に対してどのような願いを持ち、努力していたかについて興味・関心を高める活動を行う。社会のしくみを変えるために人々が団結して運動を起こしていったことにも触れながら、平等な社会を旨とした全国水平社の人々の思いを想像して、その思いを旗のデザインとして表現することができるようにしたい。

②児童観

6年1組の子どもたちは、前向きな発言や意見を言う子が多く、興味・関心が高まる事柄には大きな力を発揮する姿がたくさん見られる。友だちのいいところを見つけようとする場面も多く見られ、決められた仕事には責任を持って取り組むといった高学年としての自覚も持ち始めている。6年生になり、友だちとの意見が対立する場面でも自分たちで話し合いを行い解決する様子が見られるようになってきた。

社会科における学習面では、他の教科の学習時と同様に、自分の意見を述べることに對して得意意識を持っている児童と、苦手意識を持っている児童の差がある。ノートに自分の意見をまとめることについても、具体的に自分の考えを書ける子どもと、何を書いていいかわからず、その日学習した事柄を書くだけの子どもがいる。この課題は1学期から抱えているものであり、原因の一つとして、歴史の事柄を具体的にイ

イメージできるかできないかの差からきているのではないかと考える。具体的にイメージが持てないから自分の意見に対して自信が持てず、考えをうまく表現することができないということにつながってくる。子どもたち一人ひとりがそれぞれの時代の場面を具体的にイメージし、自分の考えを持って表現することが今後の課題であると考えている。

③指導観

このような特性を持つこの教材を指導するにあたって、本時の学習活動では、歴史のイメージを持つことが苦手な児童を中心として、すべての子どもたちが当時の人々の状況と自分を引きつけながら自分の考えや意見を持って主体的に授業に参加する場面をつくりたい。そのために全国水平社がなぜ「水平社」という名前をつけたのかを考える活動を行い、運動の背景にある当時の社会情勢や市民の思いについて考えていく。本時の中心となる学習として、全国水平社の人たちの願いについて考えながら、自分の考えを水平社の旗をデザインする活動の中で表現させたい。本時の目標と主発問をつなげながら子どもたちに活動させることによって、歴史の事柄を具体的にイメージできない子どもを含めた全員に単元目標を達成することができると思う。

また、学習したことを過去の事として認識するだけにとどまらず、団結して問題解決することは、これから自分たちが生きていく上でも役立てられることに気づかせたい。

(5) 単元目標

- ・ 産業の発達とともに働く人や公害の問題がおきたことをとらえることができる。
- ・ 明治・大正時代の人々の暮らしがどのように変化したのかをとらえ、変化する過程の中でどのような人々の活躍があったのかをとらえることができる。

(6) 評価基準

関心・意欲・態度

・ 明治・大正時代を生きた人々の願いや努力について興味を持ち、意欲的に調べている。

思考・判断・表現・技能

・ 当時の人々の平等への願いを想像しながら、自分の考えを表現することができる。

知識・理解

・ 社会のしくみを変えるために活動や運動を行った人たちがいることをとらえ、その後の社会への影響を認識することができる。

(7) 指導計画

時数	小単元	学習内容 (ねらい)	関	考	表	知	評価基準・評価方法
1		・産業の発達とともに、働く人や公害の問題がおきたこと、世界で活躍した人々が出た背景に関心を高めることができる。	○				●発達の様子やそれにとともなう社会の変化、世界で活躍した人々について関心を持ち、意欲的に調べている(関心・意欲・態度)
2		・当時の人たちが自由や平等に対してどのような願いを持ち、努力していたかについて興味を持ち自分の考えを表現する。		○	○		●当時の人々の平等への願いを想像しながら、自分の考えを表現することができている(思考・判断・表現)
3		・幕末から明治・大正時代について学習したことを、まとめ、話しあうことにより、自分の考えを明確にしたり、深めたりすることができる。		○			●幕末から明治・大正時代について主な出来事をまとめ、自分の考えを明確にして話しあい、考えを深めようとしている

(8) 本時の目標 (第2時/全3時)

- ・当時の人たちが自由や平等に対してどのような願いを持ち、努力していたかについて興味を持ち
自分の考えを表現する。

(9) 本時の展開

教師の発問・指示	予想される児童・生徒の 反応・活動	指導上の留意点 支援の方法
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">【出あう・結びつける】前時の復習(3分)</div>		(関心・意欲)
<p>○産業が発達して強い国に成長した日本ですが、その変わりに人々の生活が苦しくなったことはありましたか？</p> <p>○今日は平等で自由な社会をめざした人たちの思いについて学習します。</p>	<p>○これまで勉強してきた事をふり返って、市民の苦しい生活の状況を考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦争が始まった ・女の人々の過酷な労働 ・差別された人々の状況 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">【向き合う】資料を活用してプリントの()に入る言葉を考える(10分)</div>		(思考・判断) ワークシート
<p>○教科書P108をあけてください人々の暮らしが向上してくるにつれて、社会では様々な問題がおこりました。そんな中で、自分たちの願いを政治に生かそうとする社会運動が高まりました。女性の平等を求めた女性解放宣言、差別された人々の平等を求めた水平社宣言というものがありました。</p> <p>○教科書、資料集を活用して、ワークシートの()に入る言葉を埋めましょう。</p> <p>○()に入る言葉を確認します</p>	<p>○教科書、資料集を使って、平塚らいてうと山田孝野次郎についてノートにまとめる。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">【つながる】出された課題を隣同士で考え、発表する(10分)</div>		(思考・判断)
<p>○「今、女性は月である」に赤線を引いてください。これは女性がどんな状況にあると思いますか？隣の人</p>	<p>○「女性は月である」の言葉から隣同士で当時の女性の状況を考える</p>	

<p>と話しあってください。</p> <p>○「長い間いじめられてきた仲間たちよ」に赤線を引いてください。差別された人々も苦しい状況におかれていたため、運動をおこしました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男の人のかげに隠れている ・自分では何もできない存在 ・目立ったら怒られる 	
<p>【向き合う】 水平社の人々の思いを想像して、旗のデザインを考える(12分)</p>		
<p>○水平社の人たちはなぜ「水平社」と名前をつけたと思いますか？</p> <p>○平塚らいてうは、「青鞥」という自由な女性のシンボルをかかげて運動しました。「青鞥」とは青い靴下(ストッキング)のことです。</p> <p>◎ 「同じように水平社は自由を求める運動の中で自分たちの旗をつくりました。水平社の人たちは自分たちの想いをどのように表現して旗のデザインをつくったのでしょうか？」</p> <p>○当時の人の状況を考えながら旗のデザインを考えます。自分でデザインを考えて、考えたデザインにはどんな思いがこめられているのかをワークシートに書きましょう。</p>	<p>○「水平社」にはどんな願いがこめられているかを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水平線と関係がある ・水平とはまっすぐのことだから平等のことだ <p>○資料①を聞いて、水平社の思いを知る</p> <p>○自由や平等を求めた運動の中でできあがった旗のデザインを考える</p> <p>○ワークシートに旗のデザインを書く</p>	<p>(表現・技能)</p> <p>資料① 「水平」という言葉の由来</p> <p>「青鞥社」マンガ資料を IWB で見せる</p> <p>ワークシート</p>

【つながる】旗のデザインを班で交流する(5分)		(表現・技能)
○考えた旗のデザインを班で交流する	○考えた旗のデザインを班で交流する	
【振りかえる】(5分)		(知識・理解) 荊冠旗
○実際の旗を見せます	<ul style="list-style-type: none"> ・暗いイメージがする ・なぜこのデザインにしたのだろう ・なぜ赤と黒なのか？ 	
○今日学習した感想をワークシートに書きましょう	○学習して分かったこと、疑問に思ったこと、次勉強してみたいことをワークシートに書く	

以上

(10) 授業に対する上杉聰氏のコメント

① 子どもの思いをどのように挿入するのか

子どもたちに荊冠旗のデザインを考えさせたことが良かった。それ以外にも頻繁に子どもたちが考え、意見を交流する時間がある。表現活動を取り入れることによって、部落問題学習を明るい雰囲気で開催することができる。

② 部落差別・女性差別をどのようにイメージさせるのか

このことが授業の半分以上のウエイト占めてもいいほど大事なところである。ではどんな手法があるのか。手法の一例として、子どもたちに実際に体験させてはどうか。例えば、「女子(女性)が給食をすべて準備・片付けする」、「窓側の4人は学校ではずっと体操服を着る」といったことをルール化したときにどのように感じるかということを考えるような授業展開が考えられる。

いじめの構図を連想させたり、不条理さを体験させたりすることで、差別のイメージを具現化するものである。もちろん、クラスにイジメがあったり、それでイジメを助長させたりするかもしれない両刃の剣でもあるので、取り組むにあたっては慎重さが必要である。

③ 厳密さを追求する

「人の世に熱あれ。人間に光あれ。」という言葉と演説をした山田孝野次郎少年を結びつける板書があったが、この宣言を考えた人が山田少年であるという誤解を生みかねない。

④ 水平社の意味や思いに触れる

人の価値は他人によって勝手に決められた尺度にとらわれない。差別は人為的な物である。「差別」の反対語は「平等」ではない。差別するとは言うが、平等するとは言わない。平等はあることがなされた結果、生じる状況である。私は水平社宣言に登場している「尊敬」という言葉に着目したい。「差別する」の対義語は「尊敬する」あるいは「尊重する」ということであることや、それによって差別からの解放を進めていくことを謳っている。このことに着目して学習を進めたい。

⑤ 旗の意味

荊冠旗について考えさせる場合、指導者としても由来を知り、おさえておく必要がある。詳しくは『これでわかった！部落の歴史』2004 解放出版社 を見ていただきたい。

⑥ キーワードの選び方

青鞥社の「原始女性は太陽だった」という言葉のメッセージ性に対して水平社の「人の世に熱あれ。人間に光あれ」は印象が薄い。水平という言葉のイメージも子どもはつかみにくいと思われる。

人への尊敬を年と水平という言葉を結びつけるようなしかけが必要。部落問題の解決とイジメ解決の図式と同じであると考えている。そのように人権問題の学習を子どもたちの日常と結び付けていくことが大事。

中学校3年生社会科公民分野

【タイトル】

最初から「あたりまえ」ではなかった
～教科書無償のとりくみから自分たちの生活を考える～

中学3年生の
切り口と視点で

【どんな学習？】教科書無償のとりくみについての学習

教科書無償のとりくみを中学校の公民分野の学習プランとして組み立てました。進路選択を控えた3年生という時期は、高校進学に必要な教育費や奨学金のことを身近に考える時期にあたり、教育費が無償であった義務教育との違いを実感する時期でもあるといえます。

そんななかで、現在はあたりまえのように無償で配布されている教科書が、1947年に公布された日本国憲法第26条第2項で義務教育の無償についてうたわれているにも関わらず、かつては有償であった教科書が無償で配布されるに至ったとりくみの意義をより強く理解することができるとでしょう。また、教科書無償のとりくみは、人として、国民としての権利を守るとりくみであり、当時の子どもたちもこのとりくみに関わっていたことや、多くの人々の団結やつながりが無償化の実現に結びついたことを知ることで、だれもが暮らしやすい社会の実現にむけて自分たちにどんなことができるかを考え、行動していこうとするきっかけになることもめざしています。

【ベースとした教科書の内容】

「新しい社会 公民」(東京書籍 旧版)

第2章 人間の尊重と日本国憲法

3 人権と共生社会 ④豊かに生きる—社会権

教育を受ける権利

教育を受ける権利は、すべての子どもが学校で学習することを保障しています。子どもたちは、豊富な知識と正しい判断力、友だちとの協調性などを身につけ、成長していきます。国は、子どもたちが社会にでて活躍できるような教育を行うために、学校制度を整えなければなりません。だれもが学校に行くことができるように、義務教育は無償とされています。(P53)

※関連する憲法

第26条〔教育を受ける権利、教育の義務〕

- ①すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【大切にしたい観点】

- ①生徒たちが教科書無償のとりくみを始めた人々のおかれた厳しい生活の状況をしっかり捉え、それが部落差別の結果であったことを理解することができる。
- ②このとりくみが現在の自分たちの生活と密接に結びついていることに気づく。
- ③部落差別をなくしていこうとする思いやとりくみが、すべての人々の権利を守り、より暮らしやすい社会の実現に結びついていることを理解する。
- ④授業者は、生徒自身が自分なら何ができるかを考え、行動つなげることができるような授業の組み立てを工夫する。

【めざすこと(ねらい)】

- ①基本的な人権(教育権・社会権・生存権など)を保障するための実際にあったとりくみについて学習し、子どもたちもその取り組みに関わっていたことを知ることを通して、自分たちにどんなことができるのかを考える。
- ②多くの人々の団結やつながりが教科書無償運動を成功に導いたことを知る。
- ③権利の実現をめざした教科書無償運動が、多くの人々の利益につながったことに気づく。

【授業プラン(指導計画)】〔教科授業としては 全2時間〕

※その後、総合の時間などに発展させていく

※日本国憲法に関する学習を終えてから

- ①かつて教科書無償化のとりくみが行われ、それが憲法26条を根拠として取り組まれたことを押さえる。
- ②無償化にむけて取り組んだ人たちの思いを理解するとともに、子どもたちもこのとりくみに関わっていたことを知る。

【授業の流れ】

【1時間目】☆おもに班活動で行いたい

- ① 本のバーコードを比べることで、教科書は無償であることを確かめる。(資料①～③)
- ② 昔の教科書と教科書無償配布を要求する署名用紙から、かつて教科書は有償であったことに気づく。(資料④) └─▶ ※憲法26条に触れているところなどを空欄にしておく
- ③ 現在の教科書の定価はどれくらいか考える。(資料⑤及び高校のパンフレットなども参考にする)
- ④ 現在の教科書はなぜ無償で配布されているのか考える。②の署名用紙も参考にする。
- ⑤ 憲法26条について、教科書の記述で確かめる。
- ⑥ 日本国憲法は1947年に公布されているが、教科書無償法が制定されたのは1963年であったことを確かめる。(資料⑥)
- ⑦ 教科書が無償で配布されるに至ったいきさつを考えてみる。

8 教科書無償の実現には、長浜の人々の運動が果たした役割が大きかったことを知る。

※大阪や奈良でも教科書無償のとりくみが行われていたことについても押さえる

〔2時間目〕

1 資料⑦の表を見比べたり、資料⑧の前半を読んだりして、教科書代がいかに家計を圧迫するものであったのかを理解する。

2 A地区の人々は、憲法26条のどの部分に疑問を感じたのか、考える。

3 資料⑧の後半と資料⑨を読み、この運動の特徴について気づいたことを挙げる。

<例>・A地区の人々以外にも多くの人がこの運動に携わっていた。

・教科書無償の運動は、憲法を守らせるための運動であった。

・新聞やテレビなどのマスコミも注目していた。

・学校もガリ版刷りのプリントを配布するなど、この運動を応援していた。

・子どもたちもこの運動に参加していた。

・途中で運動から離れていった人もいたが、A地区の人々は粘り強く運動を続けた。

4 運動から離れ、教科書を買う人も出てくる中で、また高知市は「準貧困家庭」のワクを昨年の約5倍にし、長浜小の約4分の1の家庭の子どもたちに教科書が無償配布されるようになったにも関わらず、A地区の母親たちが運動を続けようとしたのは、どのような思いからだったと考えられるか。

★A地区の人々の「自分たちが無償になることだけを要求しているのではない。」という思いを押さえる。部落差別をなくしていこうとするとりくみが、すべての人々がより暮らしやすい社会の実現へとつながるものである(他にも0歳児保育、統一応募用紙、大阪府育英会奨学金制度の高校生に対する成績条項撤廃のとりくみなどがある)ということも押さえる。

5 現在、小学校に入学する子どもたちには、文部科学省より配布された封筒に入れて教科書が配布されるようになっている。その封筒の裏面に記された保護者向けの文章(資料⑩)を読み、また教科書無償のとりくみを学んで考えたことや感じたことを文章にまとめ、交流する。

【発展学習として～総合などの時間を使って】

○奨学金についての学習(進路学習につなげるものとして)

○「まちづくり」に携わっておられる方たちからの聞き取り学習(進路・行動につなげるものとして)

○「こんなことできるよ」(カード合わせゲーム) [←]

(自分たちの願いと運動で取り組まれていることとのつながりに気づく)

○パキスタン少女(マララ・ユスフザイさん)銃撃事件を考える

(自分たちの生活を振り返るきっかけとして)

<参考>

◎高知県人権教育資料集1(同和問題)つながり

◎「まちひとくらし Vol.3」(大人教)

◎「部落史に学ぶ 2」(外川正明;解放出版社)

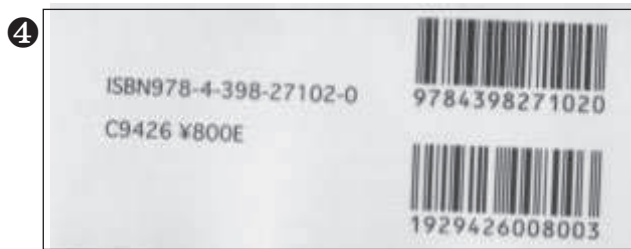
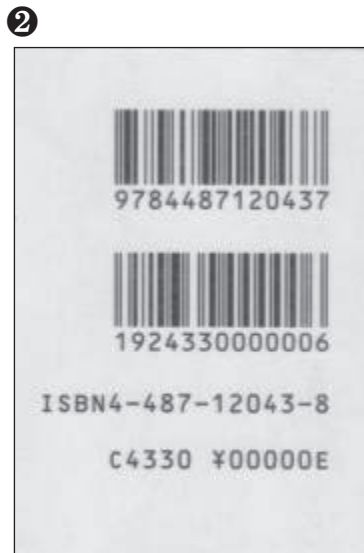
◎「わたし 出会い 発見 Part2」「わたし 出会い 発見 Part7」(大人教)

◎「部落問題学習の授業ネタ」(部落問題学習の授業ネタつくろう会編)

◎「部落史をどう教えるか 第2版」(稲垣有一・寺木伸明・中尾健次;解放出版社)

《資 料》

① この四つのバーコードはすべて本のバーコードです。何か気づいたことはありませんか？

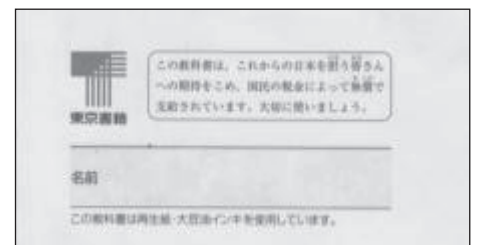


②だけ¥00000E となっている。

② ②はどんな本だと思いますか？

教科書

③ 教科書にはなぜ値段が記されていないのでしょうか？

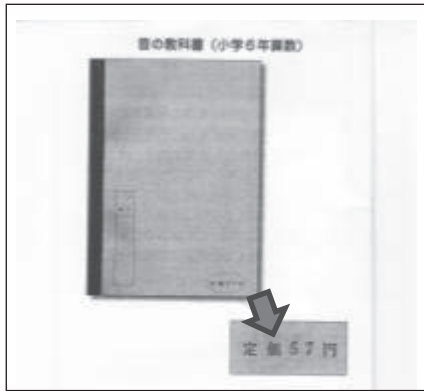


※

①①「部落史に学ぶ2」(外川正明；解放出版社) ②「新編 新しい社会 公民」(東京書籍)

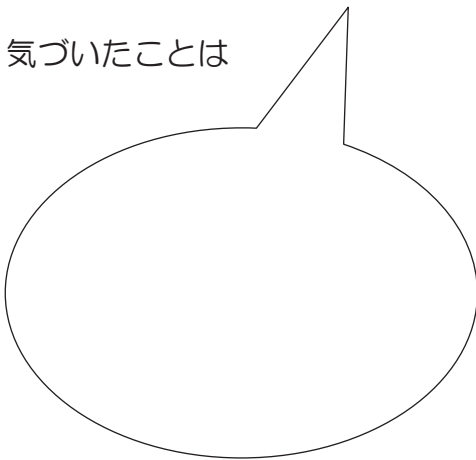
- ③ 「塩麴のおかず」(おのみさ；池田書店) ④ 「まっふる 福岡」(昭文社)

④ 昔の教科書や右の署名用紙から気づいたことを挙げましょう。



「まちひとくらし Vol. 3」(大人教)より

気づいたことは



教科書無償配布を要求する署名

一九六〇年 月 日 昭介議員
 憲法第二十六条の義務教育を完全に実現する一環として、小
 中学生の教科書代の全額国庫負担を国会において法議し、その予
 算措置をこうせられるよう要求する。

請願内容
 日本国憲法第二十六条に義務教育は無償とするという規定があ
 る。この規定は、遵守されていない。公立学校が、実質PTA
 と学校になっている。政府は、莫大な予算を軍備費に消耗してい
 る。われわれ国民は軍事費を教科書代の全額国庫負担にまわし、
 教育費無償の原則を実現する法議をされるよう要請します。

請願者
 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所

県議会議長殿 参議院議長殿

一九六〇年 月 日 昭介議員
 教科書代の全額国庫負担を貴議会において法議し、国会へ要求す
 ること、ならびに三十二年度、小中学生用教科書が無償配布でき
 る予算措置を貴議会においてこうするよう要求する。

請願内容
 三十二年度から教科書代がかわり、古い教科書がつかえません。教
 科書代が子どもがたくさんあるのです。憲法第二十六条
 には、義務教育は無償とする規定がありますが守られていま
 せん。軍事費を教科書代にまわし、教育費無償の原則を実現する
 法議を、国会へ要求して下さい。さしあたり、三十二年は用教
 科書代は全額市町予算によってまかない、児童生徒には無料で
 配布できる予算措置をこうして下さい。

請願者
 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所

県議会議長殿 市町村議会議長殿

(HP 高知県人権教育資料集1 (同和問題) 「つながり」の資料)

⑤ 現在の教科書の定価はどれくらいだと思いますか？「まちひとくらし Vol. 3」(大人教)より

小学校								中学校							
教科	種目	定価の最高額 (円)						教科	種目	定価の最高額 (円)					
		第一学年用	第二学年用	第三学年用	第四学年用	第五学年用	第六学年用			第一学年用	第二学年用	第三学年用			
国語	国語	685	792	792	632	632	632	国語	717	717	743				
	書写	154	154	154	154	154	154	書写	144		248				
社会	社会	-		1,322		632	685	社会	社会(地理的分野)	694		-			
	地図					448			社会(歴史的分野)	694		-			
									社会(公民的分野)			694			
算数	算数	311	632	739	584	632	632	地理		986					
理科	理科			607	838	928	928	数学	数学	548	548	548			
生活	生活	1,689						理科	理科(第一分野)		997				
音楽	音楽	208	208	208	208	208	208		理科(第二分野)		997				
図画工作	図画工作	416		416		416		音楽	音楽(一般)	223		444			
家庭	家庭					266		音楽	音楽(器楽合奏)		248				
体育	保健			202		202		美術	美術	292		587			
								保健体育	保健体育		377				
								技術・家庭	技術・家庭(技術分野)		588				
									技術・家庭(家庭分野)		588				
								外国語	英語	292	292	292			

教科書 1 点当たりの平均定価（平成 19 年度用）

区分	小学校用	中学校用	高等学校用
金額	337 円	484 円	745 円

児童生徒 1 人当たりの平均教科書費（平成 19 年度用）

<小学校>

学年区分	金額
第 1 学年用	3,223 円
第 2 学年用	1,666 円
第 3 学年用	4,146 円
第 4 学年用	2,674 円
第 5 学年用	3,800 円
第 6 学年用	3,024 円
各学年の平均	3,091 円

<中学校>

学年区分	金額
第 1 学年用	7,352 円
第 2 学年用	3,814 円
第 3 学年用	2,266 円
各学年の平均	4,477 円

<高等学校>

区分	金額
普通科(全日制)	5,626 円
職業科(全日制)	6,907 円

(以上 文部科学省HPの資料より)

⑥ 次の年表を見て、気づいたことを挙げましょう。「まちひとくらし Vol. 3」(大人教)より

1945	太平洋戦争終結、国際連合設立
1947	日本国憲法、民法改正、教育基本法
1963	教科書無償法
1964	東京オリンピック

⑦ 昔の教科書代と家計の関係を考えてみましょう。

◎新しい教科書を全部そろえると・・・

小学校で約 700 円、中学校で約 1200 円 必要でした。

◎当時(昭和 36 年ごろ)の物価表と見比べてみましょう。

年	品目名	金額
36年	カレーライス	約 110 円
36年	かけそば一杯	約 40 円
37年	ビール(大瓶)	約 115 円
36年	小学校教員の初任給(高知県基本給)	約 12800 円
36年	失業対策による日雇労働者の日給	約 300 円
37年	学生服(詰め襟)	約 4100 円

週刊朝日編 「戦後値段史年表」 1995 朝日文庫より

⑧ 教科書無償の運動

①今から 40 数年前まで、教科書は毎年、新学期をむかえる前に各家庭でそろえることになっていました。古い教科書をゆずってもらったり、古くて使えないものや、ないものだけを買ってそろえたり、毎年、3月になると母親たちは、苦勞をしていました。新しい教科書を全部そろえると小学校でも約 700 円、中学校で 1200 円ほどかかりました。女の人が 1 日働いても 300 円ほどの収入しかなかったのですから、子どもの数が今に比べて多かったその当時は、教科書をそろえるだけでも大変な出費でした。

A 地区の人々は、教科書をそろえるのがさらに大変でした。それは、厳しい部落差別のために、安定した仕事や好きな仕事にもつづことができなくて、苦しい生活を強いられていたからです。

そこで子どもたちは、少しでも家の手伝いをして、生活を助けるために学校を休んでまで働きました。その結果、十分な教育を受けられなかったために、安定した仕事につづことができずしてました。だから、A 地区の人々は、せめてわが子には、『新しい教科書を持たせてやりたい』『学校で勉強をさせてやりたい』という願いが、特に強かったのです。

1960(昭和 35)年ごろになると、物価も上がり始め、教育費の保護者負担を軽くしようという動きもではじめました。このころ、長浜地区の中でも、学校の先生や市民図書館の館長といっしょに、お母さんたちの読書会が始まりました。2年ほどたつうちに、「私たちが習った歴史と今の子どもたちが習っている歴史は、ぜんぜんちがう。私たちも子どもの教科書を使って勉強しなそう」という声が出はじめ、憲法の学習も始まりました。A 地区の人々も、自彊館(じきょうかん)に集まって、部落問題の学習をはじめ、いろいろな勉強をしていました。その中で、憲法 26 条第 2 項に記されている、『すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする』という部分が問題になりました。

「義務教育は、これを無償とするというのだから、教科書を買うのはおかしいのじゃないか」「教科書はもともと政府が買いあてるべきものだ」「教科書がただでないということは、憲法で定められたことが守られていないということではないか」ということが話し合われました。そして、1961(昭和 36)年 2 月に、長浜地区で行われた学習会の中で、「いくら請願しても、効果はない。ただで配られるまで買わずにがんばろう」という提案がなされました。その後、校区のいろいろな団体が力を合わせて、『長浜地区小中学校教科書をタダにする会』をつくりました。

②この会は、各地区で集会をひらき署名運動をはじめ、一緒にたたかう団体(部落解放をすすめる団体、小・中学校の PTA の団体、子どもを守る女性の団体、長浜地区の労働者の団体など)も増やしていきました。

教科書の無償要求は、憲法を守らせるための運動であるということに気づいた人々は、この運動をもりあげ、ささえていきました。その要求の正しさが理解され、1 週間もたたないうちに長浜地区で 1600 名もの署名が集まりました。その要求を高知市の教育委員会に持ち込み、『憲法を守るために教科書を買わない』というたたかいを始めました。この運動は、新聞やテレビなどのマスコミにも取りあげられ、注目をあびました。教育委員会は、『教科書を

タダにする会』との交渉によって、無償の要求は正しいと認めましたが、「全員に教科書を配るとなると市の予算をこえるので、買える経済力のある人は、買って欲しい」と答えるばかりで、全員に教科書を配るという約束は、絶対にしませんでした。

「買える経済力のある人は、買って欲しい」という教育委員会の答えをはねのけ、2000名の児童生徒のうち約8割にあたる1600名が、教科書を買わずに新学期がスタートしました。先生たちは、教科書を持たない多くの子どもたちのために、ガリ版ずりのプリントを使って毎日授業をすすめていきました。

一方、『教科書をタダにする会』も、毎日のように教育委員会と交渉を持ちました。けれども、なかなか思うように話し合いはすすみませんでした。そこで、この会は、教育委員会だけでなく、市長とも交渉をしていきました。しかし、これらの交渉が長引くうちに、最初はこの運動の正しさを理解し賛成していた親の中からも、動ようがおこり始めました。

「教科書を使って授業をして欲しい」「教科書もよう買わん親に親の資格はない」といった反対の声をあげる人も出てきました。さらに、市の教育委員会の問い合わせに対して、国は、「義務教育の無償は、授業料をとらないということであって、教科書をただで配るということではない」と答えました。

これらのことを新聞などで知った人のなかには、不安になって運動から離れていたり、教科書を買う人たちも出てきました。しかし、A地区の人々は、ねばり強く運動を続けました。

運動は5月に入り、教科書を買うのはむずかしいと認められた、長浜小学校の4分の1の子どもに教科書が配られました。すべての子どもたちに無償で教科書を配るべきだという要求は、まだまだ満たされていませんでしたが、もう、これ以上プリントでの学習は続けられないとして、涙をのんで運動を打ち切りました。

③しかし、この運動はその後、運動の正しさが、たくさんの人々や団体・政党に支持され全国的な運動に発展し、国会で大きな問題として取りあげられました。政府もついにこの要求の正しさを認め、1962(昭和37)年に法律をつくって、1964(昭和39)年から教科書が無償で子どもたちに配られることになりました。

(HP 高知県人権教育資料集1(同和問題)「つながり」の資料を原文のまま引用しています。)

⑨ 長浜小学校児童の作文

ぼくのかあちゃんは、本のもんだいが長すぎて、もう本をかおうといっていますが、おとうちゃんは、ぎむきょういくは たただから、本はかわないでまちなさいといっています。おにいちゃんも、ぼくはだんじて ただでくぼるまでがんばる、といっています。

本はまだ、ただでくぼるかわかりませんが、ただでくぼるのがほんとうなので、ぼくたちはがんばります。

ぼくのかんがえでは、ぼくはもう本をかおうとおもっていますが、まだがんばるつもりです。

(水田精器「未完成の記録」から引用)
「まちひとくらし Vol. 3」(大人教)より

⑩ 文部科学省の封筒



まちひとくらし Vol. 3」(大人教)より

V 研究から見えてきた課題

- ・ 学校によって、部落問題など人権問題についての学習の取り組みに差がある。
- ・ 小学校間や、中学校間でも違いがあるので、中学校区で一貫した指導の流れをつくり、自際に取り組むことは簡単ではない。
- ・ 低学年での部落問題学習の実践事例が少なく、どのように取り組めばいいか分からない。
- ・ 実践例や経験談などの交流が必要。
- ・ 授業実践を継続することが必要。
- ・ すべての学校園、どの学年でも取り組める実践の研究を進めていくことが重要。

VI 次年度に向けて

- ・ 作成した人権問題のねらいにもとづき、授業づくりや指導案作成を進める。
- ・ 市内の実践を集約し、体系化する。

VII 研究によせて（学習会講演記録） 「人権尊重の視点に立った学校づくり」 スーパーバイザー 神野ちどり 元東大阪市立枚岡東小学校長

人権教育のモデルカリキュラムづくりや授業プログラムづくりを進めていく前提となる学校づくりについて話をしたい。

子どもの人権感覚や自尊感情が高まるような学校づくりが必要である。子ども達を取り巻く社会の状況は、厳しさを増してきている。特に学校・家庭・地域等に居場所のない子ども達やおとなが増え、不登校、陰湿ないじめ、虐待、過干渉などに現れてきているのではないだろうか。厳しい状況の社会を生きる子どもたちの人権感覚や自尊感情を高めていくことの必要性を感じ、学校教育に求められるものが見えてきた。これまでの人権教育が大切にしてきたことを振り返り、一人ひとりの人権が尊重される教育を考える機会としたい。

人権教育を進める上で、教職員のつながりは大切である。子ども達にお互いに認め合える（尊重し合える）関係のすばらしさを教えるためには、まず教職員の関係づくりが必要ではないだろうか。違いや個性を認めながら、協力して子どもたちの課題解決に向かっていける教職員集団づくりや学校づくりが大切である。

また、教職員の人権感覚や人権問題についての知識は、高め続けていくことが大切だと考える。人との関わりの中で高められることが多い人権感覚や、知識をどの機会に自分のものとしていくのか。

私は、子ども達や保護者、身近にいる教職員との出会いの中で、たくさんのことを学んできた。子どもとつながりきれなかったことで、学級集団が高まらず悩んだ時も、先輩の先生方に、子どもの背景をつかむまで、とことん関わることの大切さを教えてもらった。家庭訪問、日記指導等をつけていくうちに、心が通じ合えそうだという手

ごたえを感じる事ができた。「先生、不安やねん。」「こんなことって本当にあるの?」と心の内を出してきた子ども達を見て、自分の足りなさを実感した。生活を語る子ども達や保護者、地域の人達から、学ぶこともたくさんあった。顔をみながら直接話をする事で、お互いに理解し合えるという当たり前のことも再確認しながら、家庭訪問等を大切にしてきた。

人権尊重の視点に立った学校づくりを進める上で、もう一点大切にしたいのは、系統立てた「学習のねらい」の構築である。例として東大阪市人権学習プログラムの中の「学習のねらい」を見てもらいたい。(下図)

中学校区での連携を基本として、就学前から中学校(高等学校)までを見通した「育てたい力」を示している。子ども達や地域・家庭の実態や課題によって変わるものであるが、人権教育を進めるうえでの基盤になると考えている。特に強調したいのは、個人人権課題の学習の「たがやす」という段階が、自分と周りの人達との関係性や自尊感情を高めることにつながり、人権教育の基礎体力として中心にあり続けるということを示している。

箕面市で進められている人権教育のカリキュラムづくりの中でも、系統立てたねらいが大切にされていて、このねらいに基づいたモデルカリキュラムづくりが昨年度より進められている。このことは、個別の人権問題の学習をより効果的に展開することができると思う。



	同和教育	在日外国人教育	障害児教育	男女共生教育	平和教育
5 みる	同和問題について学んだことを自分の生活や生き方につなげ、自分の進路を切り拓き、差別のない社会の実現に向けて行動する。	国際社会の中で生きる人間として、違いが豊かさであるという認識を持ち、お互いの人権を大切にし、ともに生きていこうとする。	インクルージョンの理念を自らの生き方につなげ、障害者とともに生きる社会の実現に向けて行動する。	自らの能力や適性を活かした生き方を主体的に選択し、自分らしく生きることのできる男女共生社会の実現に向けて行動する。	過去や現在の紛争等国際的な諸問題について学習し、平和な社会の実現に向けて自分のできることを考え行動する。
4 のびる	自分のまちを人権の視点で見つめ、人にやさしいまちづくりのために自分たちができることを考え、気づいたことを発信する。	さまざまな国にルーツを持つ人が、日本で暮らす状況を理解し、差別や偏見のない社会の実現について考える。	障害者に対する差別や偏見のない、共生社会を実現するために、自分ができることを考える。	固定的な性別役割分担意識にとらわれないことなく、自らの行動や生き方について考える。	戦争や平和について学習を通じ、国際理解や国際協力の重要性を理解し、平和な社会の実現について考える。
3 めぐる	お互いの違いを認め合い、豊かな人間関係づくりを行なう。自分の思いを伝え、仲間のことを知り、仲間を大切にすることを大切にする心を持つ。	まわりにはさまざまな国にルーツを持つ人が住んでいることを知り、その文化に触れることにより、異なる文化への理解を深める。	障害のある人の思いを知り、お互いの「自分らしさ」を大切にすること。	自分の心と体をまもることの大切さを学び、「かけがえのない自分」を大切にし、お互いを認め合う。	日常生活において、発生するさまざまな対立を平和的に解決しようとする。
2 たがやす					
1 たがやす					

・身近な人との関わりを通して、自分や友だちがかけがえのない存在であることに気づく。
 ・友だちとの関わりを通して、お互いの良さや違いについて気づく。
 ・自分の気持ちを伝え、いろいろな考えのあることに気づく。
 ・生活の中で自然や人とふれあい、生命の尊さを知り、自らの生命を大切にするとともに、生命あるものを大切にすること。

・身近な人とのふれあいの中で、自分が大切にされていることに気づく。
 ・友だちとの遊びを通して、お互いの良さや違いについて気づく。
 ・生活の中で自然や人とふれあい、生命の尊さを知る。

子どもたちが成長していく上での学習のねらいを、人権基礎教育9つの観点をもとに、ステージ1～5で構成しています。あくまでめやすであり、地域や学習者の実態に応じて、弾力的に活用してください。

「東大阪市人権学習プログラム(学習のねらい)」

平成18(2006)年3月 東大阪市教育委員会